

健健発0809第3号
令和元年8月9日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部(局)長
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課長

職場における受動喫煙対策との連携について

標記については、「『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について(受動喫煙対策)」(平成31年2月22日付け健発0222第1号。以下「施行通知」という。)で示されているところです。

今般、都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)と都道府県労働局との緊密な連携と対応の迅速化を図るため、都道府県労働局が把握した昨年7月に公布された健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。)による改正後の健康増進法(平成14年法律第103号。以下「健康増進法」という。)に違反する疑いのある事業場についての情報が都道府県労働局から都道府県等に提供されることとなりました。

ついては、貴職におかれましては、下記のとおり対応していただくようお願いいたします。

なお、本日付けで労働基準局安全衛生部労働衛生課長から都道府県労働局労働基準部長に対し別添のとおり、「職場における受動喫煙防止対策に係る都道府県衛生主管部局との連携について」(令和元年8月9日付け基安発0809第1号。以下「指導通達」という。)が通知されていることを併せて申し添えます。

記

1 趣旨等

改正法附則第5条第1項及び第2項において、第一種施設及び第二種施設等において業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないこととしている。

同様の趣旨により、職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)第68条の2により、屋内における労働者の受動喫煙を防止するための措置の努力義務を事業者に課している。今般、「『職場における受動喫煙防止のためのガイドライン』の策定について」(令和元年7月1日付け基

発 0701 第 1 号。以下「ガイドライン」という。) が示され、ガイドラインに基づき、都道府県労働局及び労働基準監督署が事業者に指導を行っているところである。

2 都道府県労働局からの情報提供について

- (1) 職場における受動喫煙対策については、別添の指導通達により、喫煙禁止場所における喫煙など、次に掲げる健康増進法に違反する疑いのある事業場を都道府県労働局等が把握した場合には、把握した内容について別紙 1 の様式に所要事項を記入の上、都道府県労働局健康主務課長から都道府県衛生主管課長に対して情報提供するよう、都道府県労働局に通知されていること。
 - ア 標識の設置・維持管理（健康増進法第 28 条第 1 項第 13 号、第 33 条第 2 項及び第 3 項並びに第 35 条第 2 項及び第 3 項。附則による読替えを含む。）
 - イ 20 歳未満の者の立入禁止（健康増進法第 33 条第 5 項及び第 35 条第 7 項）
 - ウ 第一種施設における原則敷地内禁煙（健康増進法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 30 条第 1 項）
 - エ 第二種施設における原則屋内禁煙（健康増進法第 29 条第 1 項第 2 号及び第 30 条第 1 項）
- (2) (1)にかかわらず、都道府県労働局と協議の上、別途取り決めを行っても差し支えないこと。
- (3) 都道府県等の健康増進法に違反する疑いのある事業場への立ち入りに当たり、都道府県労働局健康主務課長に対し照会等があった場合には、都道府県等衛生主管課長に対して適宜協力するよう、都道府県労働局に通知されていること。

3 都道府県における対応

- (1) 都道府県は、健康増進法に違反する疑いのある事業場に係る情報提供を受ける連絡窓口を速やかに定め、都道府県労働局労働基準部健康課又は健康安全課に連絡すること（既に都道府県労働局から情報提供を受けている場合を除く。別紙 2 の都道府県労働局一覧を参照）。
- (2) 都道府県労働局から情報提供を受けた都道府県は、当該事業場に係る施設の所在地の保健所設置市又は特別区に速やかに情報提供を行うこと。
- (3) 情報提供を受けた施設に対する管理権原者等への指導、助言、勧告等に当たっては、施行通知の第 8 に定めるところに留意すること。

〇〇 (都道府県) 衛生主管課長 殿

〇〇労働局労働基準部健康主務課長

健康増進法に違反する疑いのある事業場に係る情報提供

令和元年 8 月 9 日付け基安労発 0809 第 1 号「職場の受動喫煙防止対策に係る都道府県健康主管部局との連携について」に基づき、次のとおり情報を提供します。

事業場	名称	
	所在地	
	連絡先	
	業種	
<u>違反する疑いのある内容 (概要)</u> <input type="checkbox"/> 標識の設置・維持管理 <input type="checkbox"/> 20 歳未満の立入禁止 <input type="checkbox"/> 第一種施設における原則敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 第二種施設における原則屋内禁煙 <input type="checkbox"/> その他 (以下に概要を記載) []		
<u>備考</u>		
連絡先：担当者職氏名 (電話番号)		

別添 2 略